

## 1. 介護報酬に係る利用者負担金

区分	介護サービス内容	単位数	目安の金額			内容の説明
			1割負担	2割負担	3割負担	
①基本サービス費 *ユニット型 介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) (ユニット個室)	要介護 1	652	681円	1,363円	2,044円	1日につき
	要介護 2	720	753円	1,505円	2,258円	
	要介護 3	793	828円	1,657円	2,486円	
	要介護 4	862	900円	1,801円	2,702円	
	要介護 5	929	971円	1,942円	2,913円	
②加算額 * 全ての入居者に 加算されます 加算されます。	日常生活継続支援加算Ⅱ	46	48円	96円	144円	1日につき
	看護体制加算Ⅰ-口	4	4円	8円	12円	
	看護体制加算Ⅱ-口	8	8円	17円	25円	
	夜勤職員配置加算Ⅱ-口	18	19円	38円	57円	
	精神科医師定期的療養指導加算	5	5円	11円	16円	
	科学的介護推進体制Ⅱ	50	52円	104円	157円	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	注1 総単位数×0.083				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	注1 総単位数×0.027				1月につき	
③加算額 * 入居者の状況等 に応じて個別に 加算されます。	個別機能訓練加算Ⅰ	12	13円	25円	38円	1日につき
	個別機能訓練加算Ⅱ	20	21円	42円	63円	1月につき
	口腔衛生管理加算Ⅱ	110	115円	230円	345円	
	初期加算	30	31円	63円	94円	入居から30日以内に限り、1日につき
	外泊時費用	246	257円	514円	771円	月6日を限度とし、1日につき
	看取り介護加算Ⅰ	72	75円	151円	226円	死亡以前31日以前45日以下、1日につき
	(当該施設外で死亡の場合)	144	150円	301円	451円	死亡以前4日以上30日以下、1日につき
		680	711円	1,422円	2,132円	死亡前日、前々日
		1,280	1,338円	2,676円	4,013円	死亡日
	看取り介護加算Ⅱ	72	75円	151円	226円	死亡以前31日以前45日以下、1日につき
144		150円	301円	451円	死亡以前4日以上30日以下、1日につき	
780		816円	1,631円	2,446円	死亡前日、前々日	
1,580		1,652円	3,303円	4,954円	死亡日	
安全対策体制	20	21円	42円	63円	入所初日のみ	
療養食加算	6	6円	12円	19円	1食につき	
若年性認知症入所者受入加算	120	126円	251円	377円	1日につき	

注1) 「介護職員処遇改善加算Ⅰ」「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」の総単位数は、①基本サービス費、

②加算額(介護職員処遇改善加算を除く)、③加算額を合計した、介護報酬の総単位数。

## 2. 食費・居住費の自己負担分 1日あたりの金額

	第1段階	第2段階	第3段階		第4・5段階
			(1)	(2)	
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,770円
居住費	820円	820円	1,310円		2,590円

## 3. その他の料金(介護保険外サービス料金)

区分	サービス内容	単位	金額
証書等管理費	※	月	1,000円
通院送迎費用	運転のみ(協力病院を超えて通院される場合)	1 km	110円
	有料道路・駐車場料金		実費
外出援助	ご利用者様の依頼により職員が付き添う場合、交通費の実費と付き添いにかかる費用(通院は除く)	1時間	1,600円
レンタルテレビ	電気代を含む	1日	150円
電気使用料	持込テレビの大きさが15型程度迄	1日	50円
	持込テレビの大きさが16型程度以上		100円
	持込み冷蔵庫等100w未満		50円
	持込み冷蔵庫等100w以上		100円
	その他の家電製品		電気機器の定格電力(ワット数)×0.558円/日
嗜好飲料水	利用者希望の飲料水を施設で用意します	1日	45円
買物代行	各種支払いの代行を含む	1回	550円
複写物の交付	複写物を必要とする場合の負担	1枚	20円
		加-1枚	50円
書類代	在所証明書等の発行費用	1通	500円
外泊・長期 入院中の居室料	水道高熱費等を除く居室の確保費用(当該利用者に確保されていることから、ご負担いただく料金です)	1日	1,422円
医療材料費	特別な疾病にかかる医療材料のうち、医療保険の対象とならないもの		実費
日用品	原則、ご家族に必要な日用品を揃えていただきます		実費
その他の費用	口腔ケア品・嗜好品・消耗品・理美容費・予防接種・外部に発注するクリーニング代・遺留品処分・レクリエーション活動において利用者が負担することが適切なもの・利用者の希望によるもの、など		実費

◆介護報酬に係る利用者負担金額について

【①+②+③(状況に応じて)】×10.45(地域加算：5級地)を計算した額の1割か2割または3割が負担額(利用料)となります。

※証書等管理費とは

介護保険被保険者証/介護保険負担割合証/介護保険負担限度額認定証

健康保険被保険者証/後期高齢者医療被保険者証/後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証

印鑑/医療機関等各種診察券/お薬手帳/老人医療受給者証/重度障害医療証/身体障害者手帳

被爆者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳/年金証書 等

◆新型コロナウイルス感染症に対応するための特例措置について

令和3年9月迄の上乗せ分：所定単位数×0.001